

平成31年第1回那珂市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成31年1月17日(木) 開 会 午後1時30分～

2 場 所 瓜連支所2階 会議室4

3 出席委員

教 育 長	大 縄 久 雄
教育長職務代理者	中 澤 明
委 員	住 谷 光 一
委 員	佐 藤 哲 夫
委 員	小笠原 聖 華

4 委員以外の出席者

教育部長	高 橋 秀 貴
学校教育課長	小 橋 聡 子
副参事兼学校教育課指導室長	沼 田 義 博
学校教育課課長補佐(総括)	会 沢 実
学校教育課課長補佐	寺 門 征 信
学校教育課主査	増 子 之 江
生涯学習課長	高 安 正 紀
生涯学習課課長補佐(総括)	萩野谷 智 通
副参事兼スポーツ推進室長	川 上 義 和
那珂市立学校給食センター所長	萩 津 厚 緒

5 日程第1 教育長の日程報告

(1) 行事について

6 日程第2 議案

議案第1号	教育財産(那珂市立横堀幼稚園、菅谷幼稚園、菅谷西幼稚園、五台幼稚園、芳野幼稚園)の用途廃止について
議案第2号	教育財産(那珂市立ひまわり幼稚園)の設置について
議案第3号	那珂市立学校給食センター安全衛生推進者選任規定の制定について
議案第4号	那珂市教育表彰の被表彰者等について
議案第5号	地区体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

7 日程第3 協議

協議第1号	地区体育館の設置及び管理に関する条例の制定について
-------	---------------------------

8 日程第4 報告

報告第1号 後援承認について

報告第2号 共催承認について

報告第3号 指定学校変更許可について

報告第4号 区域外就学許可等について

閉会

(会議の概要)

大縄教育長 本日、委員は5名全員が出席しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、今会議は成立することを宣言します。
ただいまより、平成31年第1回教育委員会定例会を開催いたします。それでは日程第1教育長の報告について事務局より報告願います。

増子主査 はい。教育長の日程報告について。
※以下、教育長の日程報告について説明。

大縄教育長 それではただいまの報告について質疑のある委員は挙手願います。

大縄教育長 意見がないようですので、日程第1教育長の報告については終結いたします。
次に進みます。
日程第2議案、議案第1号、教育財産（那珂市立横堀幼稚園、菅谷幼稚園、菅谷西幼稚園、五台幼稚園、芳野幼稚園）の用途廃止について、学校教育課長より説明願います。

小橋課長 はい。議案第1号、教育財産（那珂市立横堀幼稚園、菅谷幼稚園、菅谷西幼稚園、五台幼稚園、芳野幼稚園）の用途廃止について。
※以下、議案内容について説明。

大縄教育長 ただいまの議案1号につきまして質疑のある委員は挙手願います。
意見がないようですので、議案1号につきましては原案のとおり採択することに異議はございませんか？

全委員 ———異議なし———

大縄教育長 異議なしと認め、本件につきましては原案のとおりといたします。
続きまして、議案第2号、教育財産（那珂市立ひまわり幼稚園）の設置について、学校教育課長より説明願います。

小橋課長 はい。議案第2号教育財産（那珂市立ひまわり幼稚園）の設置について。
※以下、議案内容について説明。

大縄教育長 それでは質疑に移ります。議案2号につきまして質疑のある委員は挙手をお願いします。

大縄教育長 よろしいですか。意見がないようですので、議案2号につきましては原案のとおり採択することに異議はございませんか。

全委員 ———異議なし———

- 大縄教育長 異議なしと認め、本件につきましては原案のとおりといたします。
続きまして、議案第3号、那珂市立学校給食センター安全衛生推進者選任規定の制定について、学校教育課長より説明願います。
- 小橋課長 はい。議案第3号、那珂市立学校給食センター安全衛生推進者選任規定の制定について。
※以下、議案内容について説明。
- 小橋課長 内容の詳細については、センターより申し上げます。
- 荻津所長 はい。那珂市立学校給食センター安全衛生推進者選任規定の制定について。
※以下、議案の詳細について説明。
- 大縄教育長 それでは質疑に移ります。ただいまの議案3号につきまして質疑のある委員は挙手願います。
- 小笠原委員 この推進者さんは選任されるに当たって、職員の中で何か資格が必要だとか、何か特別な講習を受けなければならないとか、そういう要件はありますか。
- 荻津所長 はい。5つございますが、抜粋して申し上げます。現場職で5年以上の経験がある者。私のような調理実務に従事していない者が安全衛生推進者になる場合は、国が定める研修を受けなければならないことになっています。
- 佐藤委員 研修を受ければ資格がもらえる？
- 荻津所長 修了証書が交付されて、労働基準監督署に提出することになります。調理員であれば、職歴を市で証明したものを添付すれば「5年以上の」という規定を満たすこととなりますが、所長は事務方なので、2日間の講習会を受講すれば修了証が発行されるので、それを添付して労働基準監督署に提出しなければ認められません。
- 佐藤委員 有資格者が必要なのであれば、1人だけでは、この体制を維持するには不安定なものになるので、計画的に有資格者を育成していく、毎年その講習を受けることが必要になると思うんですよね。このような有資格者を今後は育成していくことに取り組んでいくということよろしいですね。
- 荻津所長 はい。
- 佐藤委員 なかなかそこが続かないんですよね。あと一つですが、労働安全衛生法は昭和47年に設置されたものなのになんで、なんで今頃というのはいろいろと問題があると思いますが、給食センターだけの問題じゃなくて、教育委員会の管轄の施設にも安全衛生推進者や衛生管理者をおかなければならないことになって

いると思いますが、学校ではどうなっていますか。そのところは給食センターだけの問題じゃないと思うんですが。

大縄教育長 学校は、記憶が定かではないのですが、衛生推進者は教頭がどこの学校でもなっていると思います。

佐藤委員 みなし規定というものがあって、学校なんかでは、養護の教諭や体育の教員は衛生管理者の有資格者とみなすとなっているが、みなし規定で教頭が衛生推進者となっているのか、学校でも衛生推進者をおかなければならないのか。

大縄教育長 おかなければならないことになっていると思います。概要の中の教頭の欄の中に衛生推進者を書いていたような記憶があります。ただ、法に照らしてどうかまでは私も確認していません。

佐藤委員 給食センターだけじゃなくて、他の施設もどうなっているのか。また、他の役所から指摘を受けて、ということになると。また、有資格者の育成というのはなかなか難しい問題で、いろいろと苦い思い出があって。

住谷委員 たぶん、那珂市の給食センターばかりではなはなく、全県下、全国、同じような実態だと思うんですが、周辺の給食センターの場合はどうですか。

荻津所長 そこまではまだ聞いていません。

高橋部長 市の方で安全衛生管理規則というもの作っていますが、労働安全衛生法は昭和47年なんですけど、市町村でも作った方がいいという指導が入ったのが平成に近いころで、那珂市では昭和62年に作ったと思います。そのころに他の自治体もあわせて労働安全管理規則を作った経緯はあると思います。

佐藤委員 それは市町村ですか。

高橋部長 市町村です。

佐藤委員 教育委員会ではない。

高橋部長 教育委員会ではないです。
那珂市の規則は詳しく事業所までは謳ってなく、事業所まで入れている市町村もありますが、その中では学校は入ってなかったと思います。大体は出先機関、本庁があって支所があって、例えば、給食センターとか浄水場があったりすると、その事業者の中で衛生推進者を設置しなさいというニュアンスがありました。ただ、市で決める場合は、出先も含めて総体的な組織として考えてしまうので、
安全衛生委員会も総括衛生管理者がいて、それをトップにして出先も含めて教育委員会を含めて衛生委員会を組織するという形をとっていますが、本来であ

れば、今回指摘があったんですが、事業所であっても衛生推進者を選任しなければならぬということは読み取れました。

おっしゃるとおり、給食センターだけではなくて他の事業所も安全衛生推進者については規定しなくてはいけなくなってくると思われまいますので、本庁とあわせて調整していきたいと思ひます。

大縄教育長 その他ご意見はございせんか。よろしいでしょうか。それでは、いまご意見いただいたことについては、もう一度、労働安全衛生法の確認と学校関係を確認しながらいきたいと思ひます。それでは、議案は給食センターですので、議案第3号については原案のとおり採択することによろしいでしょうか。

全委員 ——異議なし——

大縄教育長 異議なしと認め、本件につきましては原案のとおりといたします。続きまして、議案第4号、那珂市教育表彰の被表彰者等について、学校教育課長より説明願ひます。

小橋課長 はい。議案第4号那珂市教育表彰の被表彰者等について。
※以下、議案内容について説明。

大縄教育長 議案4号につきまして質疑のある委員は挙手願ひます。

佐藤委員 優秀表彰を受ける横堀小。発明工夫を新聞で拝見しましたが、何を作ったのでしょうか。

沼田室長 はい。光る時間割りの本棚です。

佐藤委員 時間割りが見やすいように何か工夫したのでしょうか。

沼田室長 LEDか何かで時間割りがぱっと光って見てわかるような工夫をした時間割りをつけた本棚です。

佐藤委員 奨励表彰の6番は県知事表彰なのに、優秀表彰の県知事賞と分けてある理由は何ですか。

沼田室長 はい。この表彰を決めるに当たっては内規がありまして、同じ県知事賞でも、例えば、県全体で100点しか応募がないものとか、1万点応募があるものとか、出品の分母が違ってくるので、今までの経過を見て、内規的などところで決めてきているところでございします。

大縄教育長 その他いかがでしょう。よろしいでしょうか。
意見がないようですので、議案第4号につきましては原案のとおり採択することによろしいでしょうか。

全委員 ———異議なし———

大縄教育長 異議なしと認め、本件につきましては原案のとおりといたします。
続きまして、議案第5号、地区体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定については、日程第3、協議第1号、地区体育館の設置及び管理に関する条例の制定についてと関連しておりますので、併せて生涯学習課長より説明をお願いします。

高安課長 はい。議案第5号、地区体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、及び協議第1号、地区体育館の設置及び管理に関する条例の制定について。
※以下、議案内容及び協議内容について説明。

大縄教育長 議案第5号及び協議第1号につきまして質疑のある委員は挙手願います。

中澤委員 いまの説明で瓜連体育館の他に戸多小の体育館を地区体育館として設置と理解しました。管理員ですか、瓜連体育館に管理員を置くことになっているが、戸多小の体育館は管理員を置かないのかどうしてなのか、そこをお聞かせください。

高安課長 瓜連体育館は開け閉め等がありますので、らぼ一るに職員を1名配置しまして、開け閉めを行っております。戸多体育館につきましては地元の人が多く使われる形になっておりますので、それぞれの団体の方であったりとか、まちづくり委員会の方に鍵をお渡しして管理していただいている形をとっておりますので、職員を置くのは瓜連体育館のみとなります。戸多体育館につきましては、職員を置かずに、そういった競技団体とか地元の方の管理になります。

中澤委員 ようするに、まちづくり委員会や団体にお任せするような形になるわけですね。

高安課長 はい。

中澤委員 使うような場合においては、管理者のところに書類の申請とかに行くんですか。そののところがはっきりしないと、ごちゃごちゃになってしまうのではないのでしょうか。

高安課長 いまのところは、まちづくり委員会と協力する形で行えている状況でして、いま使っている方自体も、このような運営の形で進めていけているので、このままの形でいけるという話だったんです。

川上室長 他の神崎グランドなどもふれあいセンターよこぼりでやっていたので、それと同じように、戸多体育館もまちづくりの地区交流センターの方で鍵の預けと渡しとか、申請する場合も預かりとかをやってもらおうと思っています。

す。

中澤委員 ようするにそこに事務所とか何かがあるんですね。

高安課長 そうです。近場にそういったところがないと、通常であれば申請などは、総合公園まで来てもらうこととなりますので距離的な問題がでてきます。それを近くにある地区交流センターで替わって管理をしていただきながら、申請なども行ってもらう形を今のところとっている。今後も現在の形で行っていただけることになっておりますので、その形をとらせていただくということです。

中澤委員 わかりました。

大縄教育長 その他いかがでしょうか。

住谷委員 使用料は許可を受けた時点で納入するものなのですか。

川上室長 納入するのは使用を始めるその前に納入していただきます。

住谷委員 使用料を払った時点で使用貸借契約が成立するということになりますよね。15ページの「使用料を納入してください。」という文言は、「次の事項に該当するときは使用許可を取り消します。」に含まれるんじゃないかと思ったんです。法令としては必要条件に入るんじゃないかと。そうしないと後の細かな規定との整合性があまりとれないような気がするんですが。

高安課長 たしかに様式の中に入れるべき文言なのではないと思います。おそらく注意喚起の意味で載せてあるものだと思います。使用許可を取り消しますのでそういうことのないように使用料を納入してください、というものであるかと思います。

川上室長 この様式で今までやっていました。

高安課長 ここはもう一度整理させていただいて、注意喚起のものであれば、様式の中に入れず、通常使う段階のときに注意するような形に直したい。

住谷委員 種類は一緒なんでしょうから、どちらにしても。

高安課長 恐れ入ります。ありがとうございます。ちょっと整理させていただきます。

大縄教育長 その他いかがでしょうか。

小笠原委員 使用料というのは、戸多体育館の場合は、まちづくり委員会の事務局に納めて、事務局から総合公園の方に納めるのですか。

川上室長 まちづくり委員会で使用する場合は無料になるので、お金が発生した場合には総合公園まで来てもらい納入してもらおうようになります。

小笠原委員 そうすると、借りると想定した場合に、お金が発生する借り方や団体の場合には、総合公園に行って、お金を払ったり、鍵を借りたりして使用することになる？

川上室長 お金が発生しない場合、減免の場合は、鍵を交流センターから借りて日誌を渡して、書いてもらって、帰りに日誌を返してもらうことになります。

小笠原委員 一般の団体として借りる場合には、お金を払ってから使うということなので、総合公園に行って、お金を払って、鍵は？

川上室長 総合公園でも鍵はありますので、お貸しできます。総合公園ではすべて出来ますので、総合公園に来ていただければ、申請から何から何まで出来るんですが、例えば、それが不必要な場合には、ただ日誌を預かるだけとか、鍵だけを借りて申請もその時にするだけでいい場合には、交流センターで出来ますので、交流センターで手続きをしてもらって、その他のことに関しては総合公園ですべてやっていただくことになります。

佐藤委員 17ページの第7条の(5)、「その他教育委員会が不相当と認めるとき」は、18ページの第11条、目的外使用の禁止は該当しますか？

川上室長 はい。

佐藤委員 目的外使用の禁止をするときの具体的な手順、教育委員会が不相当と認めるとき、禁止するときの具体的な手順というのはどういうふうに考えているかを確認したいのですが。
なかなか難しい問題だと思うんです。そんなに大きなことではないですが、目的外使用をしようとする使用者はそうとう強い意志を持っている、ということが考えられるんですけれど。

川上室長 スポーツが目的でやっているの、それ以外ということで使用する場合というのは、いままでになかった。

佐藤委員 いままでは？

川上室長 バドミントンとかバスケットボールとか卓球とか、そういうものを行うもの、またそういう団体しか取扱いがなく、目的外に使用するってことはいままでになかったのが現実なものですから。

佐藤委員 だいたい使用の申請をしてくるところは、リピーターとか地域に根差したクラ

ブの活動とかが多くて、そういう問題はないのかもしれないけれど、こういう場合についても、教育委員会として不適當と認めるというというのは、どういうふうに手続、手順を行うのかとか、あるいは、どのようにそれを伝えるのか、そういうことを想定しておいた方がいいんじゃないかと思いますが、これはなかなか難しい問題で、ただ、申請書が出た時点で新しい団体であるという場合には事前に情報を収集するとか、そういうことも行っているとは思いますが、突然ということになると、不適當と認めることがなかなか難しく、使用をやめさせるということは、すごく難しいんじゃないかなと。いろいろなトラブルが考えられるので想定しておくことが必要なんじゃないかと。実際、管理人の方が対応することになると思いますが。

高安課長 明らかにわかるようなもの、例えば、スポーツをしますと言って申請した団体が、体育館の中に入って見たら別の団体が使っていて便宜を図っていたというような明らかにわかるものについては何の問題もないと思いますが、微妙なところ、グレーゾーンであるようなものについてはどう判断するのかについては必要になってくると思いますので、スポーツ推進室とよく協議しながら今後詰めておきたいと思います。今までの中で、総合公園であったりとか、他の施設であったりとか、使用についてはお断りしたケースがあったかと思いますが、そういったものを参考にしながら対応したいと思います。また、対応につきましては、総合公園やスポーツ推進室の中にも内規的なものがあると思いますので、そういった内規的なものを参考にしながら細かいところについては詰めていきたいと思います。

佐藤委員 現場的なことなんですが、教育委員会が不適當と認める、組織として不適當と認める必要があると思うんですね。いまの管理人がその人が判断すると、その人個人の責任ということになってくる。組織的に不適當と意思決定するというような体制というか手順が必要かなと思う。なかなか管理する人が大変ですよ。普段何もなければいいんだけど、大変なご苦労があって、大きな怪我とか、何か問題が起きたときにその問題が出てきますので。

川上室長 確認しながら、団体や使う人がどういうもので使うのかを確認しながらやっていきたいと思います。

佐藤委員 大変ですけど、よろしくをお願いします。

大縄教育長 その他いかがでしょうか。

住谷委員 減免のことなんですけども、9条で「使用料を減額し免除」とか、10条の「その全部又は一部を還付」とかいう、この判断というのはある程度基準がございますか？

川上室長 あります。体育協会が使用する場合とか書かれてあるとおりに減免ですね。あとは、まちづくり委員会で使う場合には規定がありまして。

住谷委員 パーセンテージとかは。

川上室長 そうですね。100%、50%になっています。

住谷委員 一部というものがそういうものにあたるわけですか。

川上室長 100%が全部で、一部が50%です。

住谷委員 わかりました。

大縄教育長 その他いかがでしょうか。

大縄教育長 たくさんのご意見ありがとうございました。一部文言のことであるとか内規的なものをもう一度よく検討していくわけですけど、大枠としましては、議案第5号及び協議第1号につきましては採択ということで異議はございませんでしょうか。

全委員 ——異議なし——

大縄教育長 それでは異議なしと認め、議案第5号及び協議第1号につきましては終結いたします。いまいただいた意見等については検討ののちご報告をお願いします。

——川上室長、荻津所長、退席——

大縄教育長 続きまして日程第4報告、報告第1号、後援承認について、事務局より説明願います。

寺門(征)補佐 はい。報告第1号、後援承認について。
※以下、報告内容について説明。

大縄教育長 ただいまの報告につきまして質疑のある委員は挙手願います。

住谷委員 はい。「あん」という映画は、私は見てないんですけど、質の良い映画って書いてあるんですけど、内容はどういう映画ですか。

寺門(征)補佐 どんら焼き屋で働くようになった老女が作ったあんがおいしく、店は繁盛するんですが、老女がハンセン病施設に住む人間だといううわさが広がり、店に客が来なくなってしまうというような話で、主人公が老女の住むハンセン病施設をお客である女子高生と訪れるという話でございます。ストーリーはそうストーリーなんですが、根底にあるものは、ハンセン病施設という限られたところで差別を受けながら生活している人間であっても、生きている価値があることを感じている、生きる価値があるんだというような内容を訴える映画でございます。

す。

小笠原委員 樹木希林さんが主演されている映画なんですけれど、主人公が過去にハンセン病を患っていて、その療養施設、実際にはこれ多摩市にある多摩全生園が舞台になっているんですけれども、そこでいま現在は療養所ではなくて入所施設になっているので、そこから自由に外と行き来ができるようになっている。そこに入所している方が、たまたま昔、和菓子職人だったので、施設の外にあるつぶれそうな和菓子屋さん勤めて、そのどらやきをものすごくおいしくして、いっぱいお客さんがくるようになったんだけど、実は入所者であるということが人知れず知れてしまって、そのお店に人が来なくなりました。主人公と心を通わせた高校生がその入所者であることを知って、そこを訪ねて行って、そしてハンセン病のことを知って、それが末期だということを若いなりに理解していくという映画なんですけど。そこにあるのが、一つはハンセン病というものに対して、いままでに多くの差別がおこなわれてきたっていう人権的な問題と、それから若い人が現在でもハンセン病の後遺症で苦しんでいる人がいるってことをテレビでもやってますけども、ハンセン病自体が非常に古くから差別の歴史があるにもかかわらず、平成11年になってようやく法律が撤廃されたっていうくらい、最近になって法的に苦しみを解かれたっていう歴史をもっている。やっぱり今でもこの差別の問題が子どもたちの例えばじめであったり、特定の病気を差別したりっていう、そういうものにつながらないようにっていうことで、現在においても、もう新たな発症というのは年間に1、2件、日本で確認しているんですが、外国から来た方に限られていて、すべての発症とか感染は認められてはいないんですけど、でも子どもたちには、やっぱり差別はいけないことだと知る身近な問題としてぜひ見ていただきたい。

大縄教育長 その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。意見がないようですので、報告第1号については終結いたします。続いて報告第2号、共催承認について、事務局より報告願います。

寺門(征)補佐 はい。報告第2号、共催後援承認について。
※以下、報告内容について説明。

大縄教育長 ただいまの報告につきまして質疑のある委員は挙手願います。

佐藤委員 番号1番の中体連の全国ソフトボール大会ですが、ソフトボールという競技は那珂市の中では、中学校で部活としてやっているところはないので、那珂市で行う何らかの事情があると思うんですけど、どうやって開催地が那珂市に決まったのかなということが素朴な疑問と、これまで全国の中体連の大会の開催地は共催になると負担金を負担していたんですが、今回はそのような要請はないのですか。

寺門補佐 はい。要請はございません。

佐藤委員 持ち出しはないの？

寺門補佐 はい。

佐藤委員 報告ということは、すでに共催承認をしているということですね。

寺門補佐 はい。そうです。

佐藤委員 その中で負担金の要望はなかったということ？

寺門補佐 はい。

佐藤委員 わかりました。

大縄教育長 経緯を話しますと、昨年度から県中体連、それから日本中体連の方から要請はあったんです。いままでも那珂市の総合公園はソフトボールの県大会、それから中央地区大会、ずっと使っております。総合公園は4面球場ですから、4面が使える。それから、野球場もあって使えると。それから高速から近いということで、県中体連から何年も前から那珂総合公園でやっているの、今度の関東大会、そして全中もぜひ那珂市でという話があったんです。いま佐藤委員がおっしゃられたように私のところへも昨年度、たまたま県の中体連の役員を一緒にやった校長さんたちから、お願いに来たんです。

私も主催に対して異議を申し立てたんです。なぜ、日本中体連と県中体連でやるのに、関係市町村に那珂市が入るのはおかしいだろうと。これは持ち帰って検討してくれということで、日本中体連と確認したら、日本中体連の決まりの中に、いままで開催する関係都道府県、関係する関係市町村教育委員会は主催の方に一緒に入ってくれ。私が主催するわけじゃないのになんで、いまおっしゃられたように共催で名前貸し、名義貸しだけならいいよという話をして、ここはちょっと確認してくれということをお話をしましたら、今年度の秋口だったかな、会長さんと今年の事務局の方と担当者といらっしゃいまして、日本中体連からの用紙もちゃんと持ってきまして、ぜひと、というようなことで、いままで全部そうだったということで、日本中体連の決まりの中にそうふうに入っているんです。私も初めて知りました。

そういうような経緯があって、総合公園の方の野球場と4面のお貸ししましょうということで承諾しました。

佐藤委員 県大会のソフトボールについては共催はないですね。

大縄教育長 県の共催はありません。

佐藤委員 新人大会も共催ではありませんね。

大縄教育長 ないです。それは入っていません。
全中だけです。なぜそうなのかわかりませんが、いままでそうやってたんだ、と言うので。そうはいつでも私も納得はできないし、主催に入ると前日の文化センターでやる催しに出なくちゃいけない。関係市町村の教育長、市長も出るというようなことで、これがいままでだったんだそうです。

佐藤委員 いままで負担金を出すということは市ではないんですね。

大縄教育長 ないですね。

佐藤委員 いろいろな団体のこういう大会、各種大会があると思うんですけど、合わせると大変な額になるんだよね。確かに。

大縄教育長 あくまで会場提供ということになります。

大縄教育長 それでは意見がないようですので、報告第2号については終結いたします。続いて、報告第3号、報告第4号ですが、個人に関する案件の為、非公開とすることを提案いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び那珂市教育委員会会議規則第15条の規定により公開しないことにご異議ございませんか。

全委員 ———異議なし———

大縄教育長 異議なしと認め、これより会議を非公開といたします。

———非公開———

大縄教育長 以上で本日の議案等はすべて終了いたしました。
その他事務局よりお願いいたします。

小橋課長 はい。私のほうから2点ご報告をいたします。
まず1点目です。A4用紙の資料を用意しました。12月の定例会で新しい幼稚園の教育方針を上程したところです。その際に主に2点、ご指摘がございました。お持ち帰りさせていただいて検討させてくださいと私のほうから申し上げたところです。園長部会や指導室を含めた中で検討した結果を今回ご報告したいと思います。

まずこの資料の方でご指摘の一つは「自分なり」という言葉の使い方です。こちらは結論としては現行どおりとさせていただきたいと思います。理由ですが、方針の3番目にある「自分なり」、これは幼稚園要領の5領域の中の「環境」の部分です。好奇心、探究心をもって身近なものに関わる中で、自分なりの、自分の気づきや考えが芽生える。さらにそこから、他の幼児の考えに触れて新しい考えを生み出すという対応の記載が要領の方にございます。また、前回のと

きも指導室の方から説明がありましたが、今回の幼稚園要領で育てほしい姿として追加された「思考力の芽生え」という要素とも関連づけまして、このままということにさせていただきたいと思います。もう1つ、5番目の項目の「自分なり」ですが、ここは「表現」の領域です。幼稚園要領の表現のねらいとして、このとおりの文章がございます。なので、要領に則した形で使わせていただきたいと思います。

ご指摘の大きな2つ目は、目指す教師像の「指導力のある教師」という項目でした。最近の風潮で、過度の指導といったイメージから曲解される恐れがあるとか、幼稚園における指導力といったときに他に書かれているもの、どれもがイコール指導力のある教師ではないか、とのご指摘だったかとお記憶しております。こちらはご指摘のとおりということでこの項目自体を削除いたします。以上ご報告いたします。ご了承いただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

大縄教育長 まず、一つにしますか。ここままで何かこの時点で、先ほど意見されたことについて委員さん方から何か質問がございましたらお願いします。

佐藤委員 私は、「自分なり」って言葉は、幼稚園要領の中にあるということですが、言葉は文科省でも、指導要領の中でもいろいろな言葉は使われてくるんだけど、それをそこに使われているから使うというのは、安易であるように思う。実態に合わせたっていうか現場的に噛み砕くというそういう過程というか活動というか、そういうふうなものをこれからも取り入れていただきたいなと思います。

「自分なりに」というのはいい言葉じゃないと思う。発達段階に応じた自分の考えとか、まわりくどいかもしれないが、それをわかりやすく言えば「自分なりに」になるのかもしれないけれど、発達段階だけじゃなく、その人その人がいろいろ持っている力とか性格とか要素とかに応じて自分の考えを持つ。表現するというのが、「自分なり」というのかな。

私が思うに「自分なり」という言葉は学者が使う言葉じゃないかと思うんだけど、その辺を考えてもらうということは、強みがある。指導者として、子どもの前に立つ園長さんなら園長さんが、そういうことを考えて子どもと向き合うということを考えてもらいたいと思う。これから吟味するというかそういうふうな活動というか教育実践というか、そういうものを続けてもらいたいなとよろしくお願ひしたい。

大縄教育長 ありがとうございます。その他いかがでしょう。

住谷委員 自分で謙遜して言うので、自分なりに考えましたと言うのは悪い意味じゃない。ここでいう自分なりに考えてっていうのは、まだその先がある、発展性がある、変容する可能性があるという意味で、「自分なり」なのでしょう。たぶんここで表現しているものはそういうものだと思います。それもあえることなので、あえてまずいと申し上げませんが、いい言葉ではない。

大縄教育長 ありがとうございます。解釈の仕方とか捉え方っていうものがでてくる。要領はああいった形ででてくるものですから、当然そこを捉えて、これを方針として、今度は毎年作っていくランドデザインの中でそれを目指したものの具体的な施策でどう生かしていくのかという、そことつながっていくという形で捉えていくっていうのが、私は大事なのかなど。確かに1つ1つの言葉について考えるのも大事ですが、そちらも大事にしていきたいということで、ご理解をいただいて、今回はこれをお願いしたいと思います。

佐藤委員 確認ですが、括弧して健康とか、人間関係とか、これは本文の中に入らないですよ。

小橋課長 はい、入らないです。

大縄教育長 課長、2点目を。

小橋課長 ひまわり幼稚園建設工事の進捗状況についてここでお伝えしておきたいと思います。園舎の方は昨年の内に完了しております、一般市民向けに内覧会を予定しております。広報なかでもお知らせしてありますので、お気づきかと思いますが、今月26日の土曜日9時30分から4時30分という時間で公開いたします。在園児と新入園児については個別に保護者宛に通知をしてご案内をしているところです。

園舎以外の部分ですが、周辺整備ということで歩道の設置や道路の拡幅工事、こちらは先週完了いたしました。外構工事として南側の園庭部、こちらは遊具、砂場、倉庫、トイレ、フェンスの設置が済み、明日が竣工検査です。現在は園舎北側の駐車場を整備しております。工期は3月末となっております。今月26日の内覧会には駐車場が出来ておりませんので、来場者の駐車場は、市役所の職員駐車場が周辺にありますので、そちらを利用いただくということでご案内しています。委員の皆様もよろしければご来園いただければ幸いに存じます。以上です。

大縄教育長 内覧会についてはよろしいでしょうか。お時間があれば見ていただければと存じます。
それでは、総括の方から。

会沢総括 はい。放射線量測定結果についてご説明申し上げます。各小学校及び幼稚園、中学校、社会教育施設につきましては、1月の測定結果につきまして、異常な数値は検出されませんでした。それぞれ数値につきましてはお読み取りいただきたいと思います。

給食の食材の12月分の放射性物質の検査結果でございますが、こちらの方も放射性物質の方は検出されておられませんのでご報告いたします。以上でございます。

大縄教育長 事務局からはよろしいでしょうか。その他委員さんから報告、ご意見等がござ

いましたらお願いします。

佐藤委員 インフルエンザの状況はどうか。

沼田室長 学級閉鎖がでております。まだ沈静化しているわけではございません。注視していかなければいけない状況と思っています。

佐藤委員 これから増えてくる可能性は？

大縄教育長 子どもたちより先生に広がっている。

沼田室長 冬休みに入って沈静化したんですが。

大縄教育長 よろしいですか。ないようですので、以上で平成31年第1回教育委員会定例会を終了いたします。

～ 終了 午後2時45分

会議録調製年月日 平成31年1月17日

会議録調製者 学校教育課長 小橋 聡子

会議録署名人 那珂市教育委員会教育長

